

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等協同組合設立の認可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第27条の2第1項
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
標 準 処 理 期 間	総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 30 日
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領に規定する、中小企業等協同組合 設立認可基準による(別紙のとおり) 審査基準の未設定理由 ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ:実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

(中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領)

中小企業等協同組合設立認可基準

項目	設立認可基準	適否	備考
1 申請書受取時の確認事項	1 知事所管の組合であること。 (国土交通大臣、財務大臣との共管の場合もあるので、所管行政庁の確認が必要)		法第111条第1項
2 申請書及び添付書類 (1) 申請書が整っていること	2 申請書2通に、次の書類が添付されていること。 また、申請書類は、登記の事務手続き上、袋綴じとし、永久保存に耐えられる形式が望ましい。		法第27条の2第1項
	(1) 定款		規則第57条第1項
	(2) 事業計画書		
	(3) 役員の氏名及び住所を記載した書面		
	(4) 設立趣意書		
	(5) 設立同意者が全て組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面		
	(6) 設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面		
	(7) 収支予算書		
	(8) 創立総会の議事録又はその謄本		
	※ 次の書類は、法及び規則に定められていないが、添付されていれば審査が容易な書類であり、従来から添付するよう指導している書類 (a)初年度の経費の賦課及びその徴収方法 (b)資金計画書 (c)設立発起人による委任状		法・規則にはないが、設立認可に当たっての判断基準となる事項であり、申請者の同意の基できるだけ詳しく記載されていることが望ましい。
	※ 事業計画書、収支予算書は組合の事業を行うための経営的基礎を欠くかどうかを判断するためのものであり、初年度、次年度の2カ年分を添付されているのが望ましいが、強制はできない。		
	※ 事業計画書、収支予算書で初年度の経費の賦課及び負担方法また、創立費とその償却方法が明記されていることが望ましい。		
	※ また、発起人代表への他の発起人からの委任状があれば、修正等の打ち合わせは発起人代表とだけでよいが、なければ発起人全員の同意が必要		
(2) 記名押印	3 印鑑は、発起人及び設立同意者が法人の場合は、その法人の代表者印、個人の場合は、個人の実印であることが望ましい。		
	4 「誓約書」、「委任状」に記名又は押印がされていること。		
	5 袋綴じ部分に設立発起人代表者の割印がされていること。		法人登記上必要
3 申請書 (1) 様式 (2) 記載事項	6 様式は、規則第57条第1項に規定する様式第6であること。		規則第57条第1項
	7 設立認可申請は、創立総会から遅滞なく行われていること。		法第27条の2第1項
	8 組合の住所は、登記事項証明書との整合性を取るため札幌市以外は、北海道からの記載が望ましい。		
4 設立趣意書 (1) 設立目的 (2) 発起人数及び資格	9 設立目的が、一部の者のみの利益のためでなく、共同することによる効果の発揮を意図したものであること。		法第5条第2項
	10 発起人数が4人以上であること。 (連合会は2組合以上)		法第24条第1項
	11 発起人の全員が設立同意者名簿に記載されている事業者であること。		法第24条第1項

中小企業等協同組合設立認可基準

項目	設立認可基準	適否	備考
5 定款	※ 模範定款は、認可庁としては定めていないが、指導機関である中央会系統で定款例を定めていることから、これに準拠した定款が望ましいが、以下のチェックポイントを満たすものであれば、定款として認可可能である。		
(1) 定款の内容			法第33条
① 名称	12 名称は、組合の実態を充分表現できるように表示し、既存の組合名との同一又は類似していないこと。		法第33条 法第6条第3項
② 地区	13 地区は、所管行政庁を確定させる必要があることから、市町村名をもって表示していること。		
	14 組合員資格、所管行政庁との関係から、組合員の所在する地区に限定していることが望ましい。		
③ 事務所の所在地	15 主たる事務所及び柔たる事務所の所在地であること。 なお、所在地は最小行政区画までの記載でも可		
④ 公告の方法	16 公告は、出資一口の減少などに必要であり、その方法は、一般に周知される方法を規定されている。		法第33条第1項、第4項～第7項
	※ 通常は、組合事務所に提示場を設けて提示する方法及び新聞に掲載する方法をとっているが、組合の実態にあった方法を明示していれば良い。		
⑤ 事業	17 具体的に記載していること。 (事業協同組合であれば、法第9条に2による)		法第33条
	18 共済事業を行う組合は、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載すること。		法第33条第2項
⑥ 組合員資格	19 組合員資格は、定款の絶対的必要記載事項であり、加入の自由、資格喪失による法定脱退との関係もあることから、疑義の生じないように明確かつ具体的に定められていること。		法第8条
	※ 組合員の資格に係る業種は、建設業を除き「日本標準産業分類表」の中分類又は小分類をもって記載されていることが望ましい。建設業については、建設業法附則別表に定める業種をもって記載されていることが望ましい。		
⑦ 加入及び加入金	20 加入の申込及び承諾の方法、加入金、相続加入の手続、除名原因及び除名手続、脱退者に対する持分払戻等につき、具体的に記載されていること。		法第14、15、16、17、18、19、20条
⑧ 除名	21 除名は、長期間にわたり組合の施設(事業)を利用しない者、経費の支払いその他組合に対する義務を怠った者、組合の事業を妨げた者(妨げようとした者を含む)、不正行為をした者、犯罪その他の信用失墜行為をした者に限ること。		法第19条第2項
⑨ 出資一口の金額及びその払い込みの方法	22 出資一口の金額は、均一であること。 一口当たりの金額は、新たな加入希望者が出資に困難を伴わない金額であること。		法第10条第2項
	23 共済事業を行う組合で組合員が1,000人以上の場合は出資の総額が1,000万円以上であること		法第25条第1項
	24 払込方法は、分割払込制及び全額払込制の別、その他の方法を記載していること。		法第33条
⑩ 経費の分担	25 経費の賦課及び徴収方法は、総会議決事項であることから、定款では分担の有無や最高額等について記載されているか。		法第33条 法第12条
	26 共済事業を行う組合は、当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費を賦課することができない。		法第12条第2項
⑪ 剰余金の処分及び損失の処理	27 剰余金の内部留保(準備金、積立金、繰越金等)、剰余金の配当又は出資引当て、損失てん補のための内部留保金の取り崩し順位について記載されているか。		法第58条 法第59条 法第60条
⑫ 準備金の額及びその積立の方法	28 準備金の積立額及び積立率について具体的に記載されているか。(法定＝積立額は出資総額の2分の1、積立率は利益剰余金の10分の1以上)		法第58条第1項
	29 共済事業を行う組合は、法定利益準備金の積立額及び積立率が一般組合と異なるので注意すること。(法定＝積立額は出資総額相当、積立率は5分の1以上)		法第58条第1項
	30 共済事業を行う組合は、事業年度ごとに責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない		法第58条第5項

中小企業等協同組合設立認可基準

項目	設立認可基準	適否	備考
⑬ 役員の数及びその選挙又は選	31 役員の数、理事及び監事の別に規定し、理事は3人以上、監事は1人以上であり、確定数を記載していること ※ 何人以上あるいは何人以内は違法であるが、何人以上何人以内は適法		法第35条第2項
	32 理事の任期は2年以内であること。 また、設立当時の役員任期は、創立総会において定める期間とするが、1年を超えないこと。		法第36条第1項、第3項
	33 監事の任期は4年以内であること。 また、設立当時の役員任期は、創立総会において定める期間とするが、1年を超えないこと。		法第36条第2項、第3項
	34 員外理事は、組合で定めた定数の下限の3分の1以内であること。 ただし、企業組合にあっては員外理事は認められない。		法第35条第4項
	35 組合員数が1,000人を超える組合の監事のうち、1人以上は組合員等以外の者からの選任していること。		法第35条第6項 施行令第14条
	36 組合員数が1,000人以下の場合で、監事の監査権限を会計に関する監査に限定する場合は、その旨定款に記載していること		法第36条の3第4項
	37 役員を選出方法を具体的に記載していること。 ※ 役員選挙は、無記名投票により1人につき1票としている選挙の場合にあっては、単記式及び連記式の別、被選挙資格、すなわち組合員相互か、立候補に限るのか、立候補及び推選制かの別、指名推選制を採用するか等選挙の有効、無効に関連する基本的手続きのない方法、また選任の場合にあっては、候補者の選び方、議決の方法等の記載が必要		法第35条第8項～13項
	38 適宜定めていること。		法第33条第1項
	39 総代会制度を設ける場合は、組合員が200人を超えていること。		法第55条第1項
	40 総代の定数は、選挙時における組合員総数の10分の1以上(1,000人以上の組合は、100人以上)であること。		法第55条第3項
41 総代の選挙は、必ず無記名投票であること。		法第55条第4項	
6 事業計画書			
(1) 定款との整合性	42 定款に定められている事業が基本的に記載されていること。		
(2) 直接奉仕の原則の遵守	43 事業は、組合員に対する直接の奉仕を目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としたものでないこと。 ※ 事業が、現実に一部の組合員についてのみ利用されるものであっても事業の利用の機会が公平に与えられるようになっているものであれば、直接奉仕の原則に反しないものと考えられる。		法第5条第2項
(3) 員外利用制限の本則の遵守	44 組合員以外の者が利用する場合は、その利用分量の総額は、組合員利用分量の面積、容積、重量、時間、取扱金額の20%以内であること。		法第9条の2第3項
(4) 員外利用制限の特例とする場合の要件	45 事業計画において、組合施設を地域住民等に開放する場合は体育施設及び教養文化施設に限定し、利用目的は教養・文化・体育の向上に資するものであること。		法第9条の2第5項 施行令第5条
	46 工場等の集団化の立ち上がり期及び組合員の脱退により組合員以外に共同施設を利用させる場合には、組合員以外の者の利用分量は、組合員利用分量の総額の100分の100を超えないよう、事業別に組合員及び組合員以外利用分量の総額を把握できるようにすること。		法第9条の2第4項
7 資金計画書	47 組合員運営と事業計画に基づき、組合財政基盤の充実に結びつくものであること。		
8 収支予算書	48 収支予算の作成方法は、「中小企業等協同組合経理基準」(中央会作成)に従っていることが望ましい。		
9 誓約書、設立同意者名簿	49 設立同意者名簿に組合資格のない者がいないこと。法第7条第1項第1号の規定を超える事業者にあつては、同事業者の競争力等諸般の実態を検討した結果、小規模の事業者と認められる者であること。		法第8条第1項
	50 1組合員の出資額が組合出資総額の4分の1を超えないこと。(連合会は除く)		法第10条第3項
10 役員名簿	51 役員名簿には、役職、氏名、自宅の住所、電話番号、員内・員外の別を記載していること。		

中小企業等協同組合設立認可基準

項目	設立認可基準	適否	備考
11 創立総会、理事会 議事録 (1) 創立総会の開催 (2) 議決すべき事項	52 開催公告は、創立総会の開催日の2週間前までに行われていること。		法第27条第2項
	53 出席者数は、設立同意者数の半数以上であること。		法第27条第5項
	54 創立総会においては、設立に関し、必要な一切の事項を議案別に議決していること。 議決事項は、原則として次のとおりが望ましい。		法第27条第3項
	(1) 定款の承認		
	(2) 初年度及び次年度の事業計画の決定		
	(3) 初年度及び次年度の収支予算書の決定		
	(4) 賦課金の額及び徴収方法の決定		
	(5) 役員選挙		
	(6) 組合の負担となるべき創立費及びその償却方法の決定		
	(7) 役員報酬の決定		
	(8) 初年度における組合借入金残高の最高限度額の決定		
	(9) 初年度における1組合員に対する貸付又は金融機関に対する債務保証残高の最高限度額の決定		
	(10) 組合員の事業に関する債務保証事業を実施する場合には、次の議案も議決していること。 ・組合員のために行う債務保証残高の最高限度額の決定 ・1組合員のために行う組合員の事業に関する債務保証残高の最高限度額の決定		
	(11) 取引銀行の決定		
	(12) 関係団体への加入の決定		
	(13) その他必要な事項		
	(3) 役員選出	55 創立総会においては、定款の地区及び組合員資格の規定を修正していないこと。	
56 議案は、出席者の議決権(議長は議決権はない)の3分の2以上の多数によって決定されていること。			法第27条第5項
57 役員選出は、必ず無記名投票制、指名推選制又は選任制の方法で実施していること。			法第35条第8項、第10項、第13項
58 無記名投票制を行った場合は、単記式か連記式かを明らかにし、一人につき1票とし、有効投票の多数を得た者を当選人としていること。			法第35条第8項、第9項
(4) 議事録	59 創立当時の役員任期は、創立総会において1年以内を超えない範囲内で定めていること。 【定款の附則で定めていても可】		法第36条第3項
	60 創立総会議事録は、開催日時、開催場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した発起人、設立当時の役員又は会計監査人の氏名又は名称、議長の氏名、議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称を記載していること。		法第27条第7項 規則第56条
	61 創立総会の議事録は、必ず発起人が作成し、議長及び出席した発起人全員が記名押印していること。		法第27条第7項 規則第56条
12 委任状	62 委任状の提出があった場合は、委任状に設立発起人代表者を定め、同人に設立認可申請に関する事務について一切の権限を委任することが明記されていること。		
13 企業組合	63 特定組合員の組合員数は、総組合員の4分の1を超えていないこと。		法第8条の2
	64 総組合員の2分の1以上の組合員(特定組合員を除く。)が、組合の行う事業に従事していること。		法第9条の11第1項
	65 組合の行う事業に従事する者の3分の1以上が、組合員(特定組合員を除く。)であること。		法第9条の11第2項
	66 出資口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員(特定組合員を除く。)が保有していること。		法第10条第7項

中小企業等協同組合設立認可基準

項目	設立認可基準	適否	備考
14 その他 (1) 本店が組合の地区外に所在し組合員となる場合 (2) 字句の修正	67 本店が地区外に所在し、事業活動を行っている支店等が地区内に所在することで加入する場合は、事業主又は法人名で加入すること。 (支店、工場に関する事項は括弧書き記載が望ましい)		
	68 申請書類に訂正箇所がある場合は、認可事務の円滑化を図るため、申請者の同意の基、各頁上部余白の次の者による捨印と認可権限者の公印により行うことができる。		
	(1) 「設立趣意書」、「定款」、「事業計画書」、「収支予算書」、「設立同意者名簿」、「役員名簿」の訂正には、発起人代表者の印		
	(2) 「役員就任承諾書」の訂正には、各就任承諾者の印		
	(3) 「誓約書」、「委任状」の訂正は、誓約又は委任した発起人全員の印 なお、「創立総会議事録」、「理事会議事録」の訂正は、議長及び出席した理事全員の捨印があれば訂正できるが、認可権限者の公印は不要 訂正方法は、		
	(1) 訂正すべき箇所が生じたときは、その部分を2本線で削除すること。この場合、元の文字が判読できるように削除		
	(2) 文字を加入するときは、すぐ上の行との間に書き加える。		
	(3) 訂正したときは、訂正した頁の捨印横に、「○字削除」、「○字加入」又は「○字削除 ○字加入と明記し、○内には、「壹、弐、参、四、五」等の漢字を使用すること。		
	(4) 訂正字数を数えるときは、符号(句読点、かぎ、括弧など)は字数に数えないので、留意すること。		

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等協同組合の臨時総会の招集の承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第48条
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(総会の招集)</p> <p>第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。</p> <p>2 組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等協同組合の定款変更の認可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第51条第2項
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
標 準 処 理 期 間	総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 30 日
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領に規定する、中小企業等協同組合定款変更認可基準による(別紙のとおり) 審査基準の未設定理由 ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ:実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

(中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領)
中小企業等協同組合定款変更認可基準

項目	定款変更認可基準	適否	備考
1 申請書の受取時の確認	1 他の所管行政庁との共管の有無を確認すること。		法第111条第1項
2 申請書類の形式 (1) 申請書類が整っていること	2 申請書2通に次の書類が添付されていること。 また、申請書類は、登記の事務手続き上、袋綴じとし、永久保存に耐えられる形式が望ましい。		規則第136条第1項
	(1) 変更理由書		
	(2) 定款の変更をしようとする箇所を記載した書面		
	(3) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本		
	(4) 定款の変更により事業計画又は収支予算が変更する場合は変更後の事業計画書又は収支予算書		規則第136条第2項
(2) 記名押印	(5) 定款の出資一口の金額を減少する場合は、法第56条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに第56条の2第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があったときは、法第56条の2第5項の規定による弁済、担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面		規則第110条第3項
	3 申請書の印鑑は、代表理事の印であり、袋綴じ部分に割印がされていること。		法人登記上必要
3 申請書			
(1) 様式	4 様式は、規則第110条第1項に規定する様式第16であること。		規則第136条第1項
(2) 記載事項	5 組合の住所は、登記簿謄本と整合性をとるため札幌市以外は、北海道からの記載が望ましい。		
4 変更理由書	6 変更の理由、必要性が明瞭に記載されていること、また定款の全面変更の場合は、変更の主な条項に記載していることが望ましい。		
5 定款変更の内容	7 定款の各規定に関する基準については、「中小企業等協同組合設立認可基準」の12から41を準用すること。		
6 定款の変更議決	8 開催公告は、総会又は総代会の開催日の10日前までに行われていること。		法第49条第1項
	9 定款の変更が事業計画及び収支予算の変更に関連する場合は、「事業計画の変更」、「収支予算の変更」を議決していること。		法第51条第1項
	10 定款変更の議案は、出席者の議決権数（議長は議決権はない。）の3分の2以上の多数によって決定されていること。		法第53条
	11 議事録には、少なくとも次の事項が記載されていること。		規則第139条第3項
	(1) 招集年月日		
	(2) 開催の日時及び場所		
	(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法		
	(4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法		
	(5) 出席理事の氏名		
	(6) 出席監事の氏名		
(7) 議長の氏名			
(8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名			
(9) 議事の経過の要領及びその結果			

中小企業等協同組合定款変更認可基準

項目	定款変更認可基準	適否	備考
7 その他	12 定款の変更が「地区の拡大」又は「組合員資格の拡大」の場合は、新しい地区又は新しい組合資格を有する組合加入希望者から定款変更が認可された際に加入する旨を証する書面を徴し、申請書類に添付していることが望ましい。		
	13 定款の変更が「地区の縮小」又は「組合員資格の縮小」の場合は、これにより組合資格を喪失する者がいないことを組合又は中央会を経由し確認することが望ましい。		
	14 定款の変更が「出資一口の金額の増加又は減少」、「脱退者の持分の払い戻し」の場合は、できるかぎり組合員全員の承諾状況を組合又は中央会を経由し確認することが望ましい。		
	15 弁済、担保の提供又は財産を信託したことを証する書面とは、債権者による弁済証書、担保証明書、信託証明書等が一般的である。		
	(1) 当該組合が異議を述べた債権者の債権につき既に十分な被担保債券額を有する抵当権を設定している場合には「当該抵当権を設定した不動産の登記事項証明書」		
	(2) その他については、出資一口の金額を減少することに異議を述べた債権者が有する債権について、「その債券額、弁済額、担保の有無、当該組合の資産状況、営業実績等を具体的に提示して、その債権者を害するおそれがないことを当該組合の代表者が証明した書面」など		
	16 定款の変更が「役員の数増」に係るもので、定数増に伴う役員を選挙を行った場合は、定数の変更が議決された後に役員を選挙が行われることまたは、増員に係わる役員は、「定款変更認可書の到達があった日から就任する。」との停止事項のいずれかが望ましい。		
17 申請書類に訂正箇所があった場合の書類は、「中小企業等協同組合設立認可基準」の68に準ずる。			

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等協同組合の合併の認可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第66条第1項
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
標 準 処 理 期 間	総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 30 日
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領に規定する、中小企業等協同組合 合併認可基準による(別紙のとおり) 審査基準の未設定理由 ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ:実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

中小企業等協同組合合併認可基準

項目	合併認可基準	適否	備考
1 申請書受取時の確認事項	1 他の所管行政庁との共感の有無を確認すること。		法第111条第1項
2 申請書類の形式 (1) 申請書類が整っていること	2 申請書類2通に次の書類が添付されていること。 また、申請書類は、登記の事務手続き上、袋綴じとし、永久保存に耐えられる形式が望ましい。 (1) 合併理由書 (2) 合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の定款 (3) 合併契約書又はその謄本 (4) 合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の事業計画書 (5) 合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の収支予算書 (6) 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本 (7) 合併の当事者たる組合が作成した財産目録及び貸借対照表 (8) 合併の当事者たる組合が法第63条の4第4項において準用する法第56条の2第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があったときは、法第56条の2第5項の規定による弁済若しくは担保の提供を若しくは財産の信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面 (9) 合併により組合を設立しようとする場合にあっては、合併によって設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任及び前項第二号、第四号及び第五号の書類の作成が法第六十四条第二項の規定による設立委員によってなされたものであることを証する書面		法第66条第1項 規則第178条
	(2) 記名押印	3 申請書の印鑑は、吸収合併の場合は、各組合の代表理事。新設合併の場合は、設立委員代表者の印であり、袋綴じ部分に代表理事又は設立委員代表者の印がされていること。	
3 申請書 (1) 様式 (2) 記載事項	4 吸収合併の場合の様式は、規則第178条第1項に規定する様式第22、新設合併の場合は、様式第23であること。		規則第178条第1項
	5 組合の住所の表示は、登記事項証明書と整合性をとるため札幌市以外は、北海道から表示することが望ましい。		
4 合併理由書	6 合併の理由、必要性が明瞭に記載されていることが望ましい。		
5 定款の規定	7 定款の各規定に関する基準については、「中小企業等協同組合設立認可基準」の12から41を準用すること。		
6 合併契約書 吸収合併契約書 新設合併契約書	8 総会の議決を経ていること。		法第63条
	合併の条件、諸権利義務の帰属などを明確に記載していることが望ましい。 また、行政庁の合併認可を受けた日に効力が発生することを明記していることが望ましい。		
	(1) 次の事項を記載していること。 ・吸収合併後存続組合及び吸収合併消滅組合の名称及び住所 ・吸収合併存続組合の地区及び出資一口の金額 ・吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項 ・吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め ・吸収合併の効力発生日		法第63条の2
	効力発生日の前日までに総会の決議によつて、合併契約の承認を受けていること		法第63条の4第3項
(2) 次の事項を記載していること。 ・新設合併消滅組合の名称及び住所 ・新設合併設立組合の事業、名称、地区、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額 ・新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項 ・新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め		法第63条の3	
新設により消滅する組合は、総会の決議によつて合併契約の承認を受けていること。		法第63条の6第3項	
7 事業計画書、収支予算書	9 記載内容等は「中小企業等協同組合設立基準」の42から48を準用すること。		

中小企業等協同組合合併認可基準

項目	合併認可基準	適否	備考
8 合併に関する事項を総会(総代会)で議決した場合の議事 (1) 総会の開催が適正であること (2) 合併に関する事項が適正に議決されていること。 (3) 議事録	10 開催公告は、総会の開催日の10日前までに行われていること。		法第49条第1項
	11 出席者数は、総組合員の半数以上であること。		法第53条
	12 合併の議案は、出席者の議決権数(議長は議決権はない)の3分の2以上の多数によって決定されていること。		法第53条
	13 吸収合併の場合で、合併に伴い定款を変更する場合は、定款の変更も合併と同様に特別議決によって議決されていること。		法第53条
	14 吸収合併の場合は、事業計画書及び収支予算書の変更が議決されていること。		法第51条第1項
	15 新設合併の場合は、各合併対象組合から最低1名の設立委員が選任されていること。		法第64条第2項
	16 設立委員は、組合員から選任されていること。		法第64条第2項
	17 設立委員は、合併及び定款の変更の決議と同様に特別議決によって選任されていること。		法第64条第4項
10 財産目録及び貸借対照表	18 議事録については、「中小企業等協同組合定款変更認可基準」の11の規定を準用すること。		
11 公告及び催告をしたことを証する書面	19 合併の議決当時の財産状況について、議決の日から2週間以内に作成されていること。		
	20 公告は、合併の議決の日から2週間以内に行われ、その内容は、債権者に対して異議があれば一定の期間内(30日を下回ってはならない。)にこれを述べるべき旨となっていること。		法第63条の4第4項 法第63条の5第6項 法第63条の6第4項
	21 公告したことを証する書類とは、組合の掲示場に掲示している状況、新聞等に掲載した場合は、その掲載文の写しが望ましい。		
	22 催告は、公告と同一期間内に、組合に知れている債権者(係争中の債権者を含む)に対して、各別に公告と同じ条件の期間を定め、合併に異議があればその期間内に申し出る旨を原則として文書で催告していること。		
12 弁済、担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面	23 催告したことを証する書類とは、各債権者に対する催告書の写しが望ましい。また、異議の申し出がないときは、それを証明するため債権者からの合併承諾書の写しが添付されていることが望ましい。		
	24 「中小企業等協同組合定款変更認可基準」の15の規定を準用すること。		
13 その他	25 申請書に訂正箇所があった場合の書類は「中小企業等協同組合設立認可基準」の58の規定を準用すること。 なお、この場合の捨印は次の者の印とする。		
	【吸収合併】 各組合の代表理事の印		
	【新設合併】 ・「合併契約書」の訂正は、各組合の代表理事 ・「議事録」の訂正は、議長及び出席理事全員 ・「定款等の作成が設立委員によってなされたことを証する書面」は、設立委員全員 ・「委任状」は、委任した設立委員全員 ・「合併理由書」等その他の書類は、設立員代表者のそれぞれの印とする。		

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	基盤施設計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第5条第1項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(基盤施設計画の認定)</p> <p>第5条</p> <p>3 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 基盤施設事業の目標</p> <p>(2) 基盤施設事業の内容</p> <p>(3) 基盤施設事業の実施時期</p> <p>(4) 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 前項第5号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	基盤施設計画の変更の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第6条第1項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(基盤施設計画の認定)</p> <p>第5条</p> <p>3 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 基盤施設事業の目標</p> <p>(2) 基盤施設事業の内容</p> <p>(3) 基盤施設事業の実施時期</p> <p>(4) 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 前項第5号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	連携計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第18条第1項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(連携計画の認定)</p> <p>第18条</p> <p>2 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容</p> <p>(2) 連携事業を実施する者</p> <p>(3) 連携事業の実施時期</p> <p>(4) 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) 第2号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(4) 前項第5号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	連携計画の変更の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第19条第1項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(連携計画の認定)</p> <p>第18条</p> <p>2 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容</p> <p>(2) 連携事業を実施する者</p> <p>(3) 連携事業の実施時期</p> <p>(4) 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) 第2号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(4) 前項第5号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	商店街整備計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第4条第1項
法令(例規)番号	昭和48年法律第101号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【中小小売商業振興法施行令】 (商店街整備計画の認定の基準)</p> <p>第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	店舗集団化計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第4条第2項
法令(例規)番号	昭和48年法律第101号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【中小小売商業振興法施行令】 (店舗集団化計画の認定の基準)</p> <p>第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	共同店舗等整備計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第4条第3項
法令(例規)番号	昭和48年法律第101号
標 準 処 理 期 間	総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 20 日
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【中小小売商業振興法施行令】 (共同店舗等整備計画の認定の基準) 第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。 (6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めにくくされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	商店街整備等支援計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第4条第6項
法令(例規)番号	昭和48年法律第101号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【中小小売商業振興法施行令】 (商店街整備等支援計画の認定の基準)</p> <p>第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。</p> <p>ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。</p> <p>ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。</p> <p>(4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	高度化事業計画の変更の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項
法令(例規)番号	昭和48年政令第286号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領】</p> <p>第10 高度化事業計画の変更の基準 認定された高度化事業計画の内容を変更する場合は、第4の規定に基づき変更の認定申請を行うものとする。ただし、次に規定する場合は、当該認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正と見なし、変更の認定申請を必要としないものとする。</p> <p>1 共同施設 施設等の種類、構造及び設置場所に変更がなく、面積又は所要金額の変更が20%以内の場合</p> <p>2 個別店舗 店舗等を新設又は改造する組合員等に変更がなく、建物(敷地)面積又は所要金額の変更が20%以内の場合</p> <p>3 共同店舗 構造に変更がなく、店舗の合計延面積又は総所要金額の変更が20%以内の場合</p> <p>4 付帯設備等 設備又は構築物の種類に変更がなく、設置数又は所要金額の変更が20%以内の場合</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	中小企業等に対する助成
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町中小企業振興条例 第3条及び第4条
法令(例規)番号	昭和55年美幌町条例第10号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 30 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(助成金の種類)</p> <p>第3条 町長は、中小企業者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金を交付することができる。</p> <p>(1) 生産、加工、販売、購売、保管、検査及び技術の改善に関する共同施設を設置した場合</p> <p>(2) 商店街近代化の環境整備のための施設で、一般公衆の利便を図るための共同施設を設置した場合</p> <p>(3) 小売商業店舗の共同化又は企業合同のための共同施設を設置した場合</p> <p>(4) 町長の定める福利厚生施設を設置した場合</p> <p>(5) 新製品を開発した場合</p> <p>(6) 中小企業者が協同組合等を組織した場合</p> <p>(7) 町長の指定した地域に、生産又は加工等の施設設置のため土地を取得した場合</p> <p>(8) 商店街活性化事業を実施する場合</p> <p>(農工地区に対する助成金の特例)</p> <p>第4条 町長は、前条に定めるもののほか、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に土地を取得し、かつ、町長が別に定める期間内に施設を設置した中小企業者等に対し、助成金を交付することができる。</p> <p>【美幌町中小企業振興条例施行規則】</p> <p>(助成の内容)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する助成対象中小企業者等とは、主たる事務所を本町内に有し、かつ、協同組合等にあつては、組合員の4分の3以上のものが、その事業所を本町内に有しているものとする。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等に対する資金融資
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町中小企業振興条例 第6条第1項
法令(例規)番号	昭和55年美幌町条例第10号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 30 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【美幌町中小企業振興条例施行規則】 (融資の対象)</p> <p>第15条 中小企業者等に対する融資は、町税を完納しているもので、次に該当するもののうちから選定する。</p> <p>(1) 町内に独立した事業所を有し、事業を営んでいるもの</p> <p>(2) 町内に居住し、事業を営んでいない個人であって、町内において1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人であって、町内において2か月以内に新たに独立した会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>(4) 中小企業者である会社であって、町内に独立した新たな中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	中小企業等に対する信用保証料及び利子の補給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町中小企業振興条例 第7条
法令(例規)番号	昭和55年美幌町条例第10号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 30 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【美幌町中小企業振興資金融資制度要領】 (利子等補給の除外) 第11条 条例第7条及び規則第19条の規定による利子等の補給について、除外される場合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 約定どおり償還されない月がある場合には、当該歴年分の利子等の補給はしない。</p> <p>(2) 対象者が当初の目的を逸脱して事業内容を変更したとき。</p> <p>(3) 対象者が何らかの事由で自主廃業する場合又は債務を第三者に継承する場合で、繰上償還がされないとき。</p> <p>(4) 設備資金において、中古資産の購入に当たり所得税法で定める残存耐用年数を超えた融資期間を設定した場合は、所得税法で定める残存期間について利子等補給の対象期間とする。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	労働会館使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町労働会館条例 第5条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第46号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 町長は、労働会館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他労働会館の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	交流促進センターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町交流促進センター条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第41号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 感染症にかかっているとき。</p> <p>(5) その他センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	美幌峠レストハウス展望休憩室の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌峠レストハウス展望休憩室条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第42号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、展望休憩室の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他展望休憩室の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	美幌ターミナル物産センター(林業館)の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌ターミナル物産センター条例 第8条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第44号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第9条 町長は、林業館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他林業館の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	